

第2部-第2章. 欧米諸国における近代化

① イギリスの革命とアメリカの独立

<イギリスの革命と議会政治の確立>

- 1642 ピューリタン革命 ……王党派 vs 議会派の内乱
- 1649 国王を処刑し共和政に →指導者 クロムウェル の個人独裁、アイルランド征服
- 1660 王政復古……しかし新国王も専制化、再び議会との対立激化
- 1688 名誉革命 ……国王はフランスに亡命 →議会在前国王の娘メアリ2世とその夫オランダ総督ウィリアム3世を新国王として招く
- 1689 権利の章典 制定……立憲君主政確立 = “**国王は君臨すれども統治せず**”
- 1714 アン女王死去 →ドイツ・ハノーヴァー家が新国王に →現イギリス王家の祖

<植民地をめぐる英仏の抗争>

- ▶ 北アメリカ
フランス（カナダからルイジアナ支配） vs イギリス（東海岸に13植民地建設）
- ▶ 七年戦争(1756-63、フレンチ・インディアン戦争)
……イギリスの勝利確定 →その戦費を13植民地への課税強化でまかなおうとする

<アメリカ独立革命>

- 1765 印紙法 ……イギリス議会での制定 ⇔ アメリカ植民地人の反発
“**代表なくして課税なし**” No taxation without representation
- 1773 茶法 ……イギリス東インド会社に、対アメリカ茶貿易の事実上の独占を認める
⇕ (インド支配に多額の経費を必要としていた同社への援助として)
ボストン茶会事件 ……アメリカ植民地人がボストン港停泊中の東インド会社船を襲撃
- 1774 大陸会議……13植民地の結束
- 1775 独立戦争 勃発……植民地軍総司令官 ワシントン
- 1776年7月4日 独立宣言 ……自由・平等、幸福追求の権利、圧政への抵抗
- 1783 パリ条約……イギリス、アメリカ独立を承認
- 1787 合衆国憲法 制定……大統領制、三権分立、連邦制国家（独立した州の連合体）
- 1789 初代大統領 ワシントン 就任

<啓蒙思想と市民社会の理念>

- ▶ 社会契約説 ……17世紀イギリス、「国家は人民の契約によって成立する」という考え方
ロック ……人権擁護という契約条件に反する政府に対して人民は**抵抗権**を持つ
→イギリス名誉革命を理論的に擁護、アメリカ独立宣言に影響
- ▶ 啓蒙思想 ……18世紀フランス中心、伝統的偏見・不合理な制度を理性によって批判する
ヴォルテール ……イギリスの議会政治を礼賛、フランスの旧制度を批判
モンテスキュー ……著書『法の精神』、**三権分立**を提唱
ルソー ……著書『社会契約論』、**人民主権**、直接民主政を理想とする
→アメリカ独立、フランス革命

② フランス革命～ヨーロッパ近代の幕開け

<革命の始まりと人権宣言の採択>

- ▶ アンシャン・レジーム (Ancien-regime、旧制度)・・・フランス絶対王政期の封建的身分制度
第一身分 (聖職者)・第二身分 (貴族)・・・免税特権などを持つ
⇔ 第三身分 (平民)・・・人口の 98%、うち 8 割が重税にあえぐ農民
- ▶ 国王 ルイ 16 世 (1774-92)・・・七年戦争およびアメリカ独立援助のため財政難
財務長官が「特権身分への課税」を図る → 貴族の反発をうけ三部会開催へ
1789 年 5 月 三部会 招集・・・特権身分代表と第三身分代表の対立
6 月 国民議会 発足・・・第三身分代表が独立、「球戯場の誓い」
国王は議会弾圧のため軍隊動員
7 月 14 日 バスティーユ 襲撃事件・・・パリ市民が圧政の象徴だった監獄を襲撃、武装蜂起
→各地で農民暴動もおこる → 国王も議会と和解
8 月 4 日 国民議会、封建的特権廃止宣言 (ただし封建地代は有償)
8 月 26 日 国民議会、人権宣言 発表・・・自由・平等、圧政への抵抗、国民主権

<革命戦争と共和政の樹立>

- 1791 年 9 月 9 1 年憲法・・・立憲君主制、一院制・財産制限選挙
10 月 立法議会 招集
- 1792 年 4 月 革命への干渉を宣言したオーストリアに対して宣戦布告
→革命戦争勃発、しかしフランス軍はドイツ連合軍に苦戦
8 月 10 日 テュイルリー事件
ジャコバン派 (急進共和主義) が義勇軍を組織し
テュイルリー宮殿襲撃、国王逮捕、王権停止
9 月 男子普通選挙による 国民公会 招集・・・共和政宣言 (第一共和政、～ 1804)
- 1793 年 1 月 国王ルイ 16 世処刑 ⇔ 諸外国による 第 1 回対仏大同盟 (～ 1797)
6 月 ジャコバン派指導者 ロベスピエール、他派を排除し独裁確立 (恐怖政治)
7 月 封建的特権の無償廃止 (封建地代廃止)・・・多くの自作農が創出
農民にとってはこれで革命終了 → 保守化し、恐怖政治を嫌う
- 1794 年 7 月 テルミドール反動
穏和な共和派の巻き返し、ロベスピエールら逮捕・処刑
- 1795 年 10 月 総裁政府 成立・・・5 人の総裁、穏和な共和派による
下層民の支持も失い、急進派・王党派の双方からクーデタが頻発
→これに対処するため軍に頼る → ナポレオンの登場

<人権思想の展開>

フランス革命で参政権を得たのは財産・教養のある一部の男性市民のみ
グーリュ『女性および女性市民の権利宣言』→女性の人権・参政権は 20 世紀

<国民国家の理念の誕生>

国民を統一する道具・・・メートル法、革命暦、三色旗、ラ=マルセイエーズ

③ フランス革命の影響と国民意識の芽生え

<ナポレオンの登場>

- ▶ **ナポレオン・ボナパルト** (1769-1821)・・・軍司令官として総裁政府の保護者的存在
1796-97年、イタリア遠征、オーストリアを破り講和 → 第1回対仏大同盟崩壊
1798-99年、エジプト遠征、イギリスとの海戦で敗北、フランス帰国
- 1799年11月 **ブリュメール18日のクーデタ**・・・ナポレオン、総裁政府を倒す
→ **統領政府** 成立・・・ナポレオン、第一統領となる。
フランス銀行設立 (財政整備)、国民教育制度 etc.
- 1804年4月 **民法典 (ナポレオン法典)** 発布
私有財産不可侵、個人の意思の自由、契約の自由など
- 1804年5月 ナポレオン、国民投票によって皇帝に即位 (**第一帝政**)

<革命の輸出と英仏の争い>

- ▶ ナポレオンは軍事的にヨーロッパ大陸全域支配 ← 諸地域にも革命の理念に共鳴する動き
1806年 神聖ローマ帝国滅亡・・・ドイツ諸邦を従属させる
1808年 スペイン侵攻・・・例外的に苦戦 (スペインには市民階級が成長していなかった)
- ▶ **大陸封鎖令** (1806年)・・・ナポレオン、各国にイギリスとの通商を禁止
イギリスに打撃を与えようとするも効果無し。ロシアは従わず。
1812年 ナポレオン、**ロシア遠征** 失敗
1813年 **ライプツィヒの戦い**・・・諸国連合軍にナポレオン敗北
1814年 ナポレオン退位、エルバ島流刑
1815年 ナポレオン、パリに戻り皇帝復位するも、**ワーテルローの戦い**で敗北 (百日天下)
→セントヘレナ島に流刑、1821年死去

<ウィーン体制の成立>

- ▶ **ウィーン会議** (1814-15)・・・議長 **メッテルニヒ** (オーストリア外相のち宰相)
ヨーロッパ諸国代表が参加する国際会議
原則: **正統主義** (ヨーロッパを革命前に戻す)
- ▶ **ウィーン体制**・・・全ヨーロッパ的な**保守反動体制**、自由主義を抑圧
四国同盟・・・イギリス、オーストリア、プロイセン、ロシア
のちフランスも加盟して五国同盟に
神聖同盟・・・ロシア皇帝の提唱、イギリス以外の諸国加盟

<ラテンアメリカ諸国の独立>

- ▶ スペイン・ポルトガルもナポレオン支配下に
→ 両国の植民地だったラテン・アメリカ諸国で独立運動おこる
- ▶ **クリオーリョ** (植民地生まれの白人) が独立運動の中心
大農場 (アシエンダ) を所有、植民地の富を奪う本国に不満
シモン・ボリバルらの指導のもと、1825年頃までにほとんど独立達成

※ハイチ (フランス領)・・・独立指導者: トゥサン・ルーヴェルテュール
1804年、ナポレオン政府から独立達成
中南米最初の独立、奴隷出身黒人による初の独立

④ 産業革命で変わる社会

<産業革命の背景>

- ▶ 18世紀、イギリスで始まった原因
 - ①. 絶対王政期(15c.末～)、第1次囲い込み
地主が小作人を追い出し羊を飼育し羊毛生産
元小作人は毛織物マニユファクチュアの賃金労働者に → 資本主義的生産様式
 - ②. 18c.～第2次囲い込み…… **農業革命**
地主が小農民の土地を兼併、賃金労働者を雇って大農場経営
→土地を失った農民たちが都市に流入し工場の賃金労働者に
 - ③. フランスとの植民地獲得競争に勝利、国際貿易で商工業者たちが資本を蓄積
 - ④. 石炭・鉄鉱石などの地下資源、科学の発展

<産業革命の開始>

- ▶ 綿工業（紡績業、綿織物業）で始まった
 - ・イギリスによるインド植民地化、インド・キャラコ（綿織物）を輸入
→ 毛織物産業を圧迫、業界代表議員たちにより綿織物禁止法制定
 - ・洗濯可能で便利な綿織物の国内生産めざす、
→ 新興産業のため、新しい**機械**が次々と発明・導入される
- ▶ **動力革命**…… **ワット** による**蒸気機関**の改良、水力などに替わる機械の動力源に
- ▶ **交通革命**……蒸気船、蒸気機関車 → **鉄道**の敷設

<資本主義社会の成立と出発>

- ▶ **資本主義** 社会
 - ・資本家（ブルジョワジー）……生産手段を所有、生産した商品を販売して利潤獲得
 - ・賃金労働者（プロレタリアート）……資本家に自らの労働力を売って賃金を獲得
- 1832年 イギリスで第1回選挙法改正……産業資本家が選挙権獲得
- ▶ 自由主義……産業革命を経た各国において、資本家による経済の自由と政治参加をめざす動き

<労働運動と社会主義運動の発生>

- ▶イギリス 1833年 **工場法** 制定……9歳未満の労働禁止、労働時間1日12時間
1844年 十時間労働法
1838年～ **チャーティスト運動**……労働者が男子普通選挙等を要求
 - ▶ **社会主義** 思想……資本家による生産手段私有を批判、生産活動の共同的な管理を主張
 - ・オーウェン（英）、サン=シモン（仏）、フーリエ（仏）ら
社会主義実現の条件を宗教・道徳に求める → 空想的社会主義
 - ・ **マルクス**、エンゲルス……1848年、『**共産党宣言**』発表
革命によって労働者政権を樹立し、社会主義経済の実現を目指す
 - ・『資本論』……マルクスの著書
資本主義経済が「資本家による労働者搾取」の体制であることを分析
- ※唯物史観……「すべての歴史は階級闘争の歴史である」
経済のあり方が社会の土台であり、生産関係（奴隷制、農奴制、資本主義…）における矛盾・対立こそが社会変化の原動力である。

⑤ イギリスの繁栄と国際分業体制

<世界市場の形成>

- ▶ 19世紀イギリス = 世界の工場
アジア・アフリカ諸国を市場・原料供給地に組み込む → 国際分業体制
- ▶ 世界市場の形成……19世紀には恐慌が頻発
「資本家は生産増大の一方、賃金は抑制。よって消費者の購買力が伴わず過剰生産になる」(マルクス)

<ヴィクトリア時代の諸改革>

- ▶ ヴィクトリア女王 (1837-1901)……二大政党による責任内閣制、議会制民主主義の発展
1867年 第2回選挙法改正……都市の労働者に選挙権
1884年 第3回選挙法改正……農業労働者・鉱山労働者に選挙権
- ▶ 自由党・グラッドストーン 内閣
1870年 教育法……公立学校による初等教育の義務化
1871年 労働組合法……労働者の団結権
- ▶ 保守党・ディズレイリ 内閣……帝国主義政策推進

<大英帝国とその植民地統治>

- ▶ カナダ……イギリス領だが、フランス系住民の多い地域など、異なる特徴を持つ複数の植民地
1848年 各植民地に自治権付与
南北戦争の頃、アメリカ合衆国からの攻撃や併合の動き強まる
⇕
1867年 カナダ連邦成立……諸植民地の連邦としてイギリス帝国初の自治領になる
以後のイギリス植民地の自治領化のモデルに
→オーストラリア(1901)、ニュージーランド(1907)、南アフリカ(1910)
- ▶ 海底通信ケーブルの敷設……1851年 ドーバー海峡間、1858年 大西洋横断ケーブル

<国際分業体制の展開と世界の農業の変化>

- ▶ 欧米の農業
 - ・フランス、西部ドイツ……自営農中心
 - ・アメリカ……特に西部で機械による大規模農業発展
 - ・東ヨーロッパ……イギリスへの穀物供給地、イギリスの工業製品の市場
 - ・東部ドイツ(プロイセン)……グーツヘルシャフト
土地貴族(ユンカー)の封建的大農場経営
農奴制→19c.初頭、ナポレオン支配下で法的には廃止
- ▶ 農業における国際分業体制
 - ・熱帯・亜熱帯地域の植民地における プランテーション農業
16世紀、砂糖・コーヒーの栽培
→ 交通革命により、欧米で砂糖入りのコーヒー・紅茶
 - 19世紀、綿花・天然ゴムなど、工業原料の生産も
 - ・ モノカルチャー経済……アジア・アフリカなどで、欧米諸国向けの単一作物に依存
諸地域の自給自足的・伝統的産業が崩壊 → 経済的自立が困難に
↓
“南北問題”の原因